



2017年12月1日
第618号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 大橋 裕子

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

樟蔭学園事件、中労委命令が確定 労使合意書締結、謝罪文手交が行われる

大阪樟蔭女子大は2013年に非常勤講師を雇止めしましたが、府労委・中労委とも組合員を排除する意図をもった不当労働行為であると認定しました(573号、612号既報)。
中労委命令をうけて、組合は争議解決の団交を行ってきました。大学側は中労委命令の取消訴訟を東京地裁に提起していましたが、団交で解決するのであれば訴訟を取り下げる姿勢を示しました。組合



も、中労委命令が雇止めは不当としながらも、原職復帰は1年が相当であるという不可思議な救済方法を示したこと

から、この部分の取消訴訟の提起も視野に入れて団交に臨みました。

ねばり強い団交の結果、大学は中労委命令救済方法をはるかに上回る解決水準を回答してきました。組合は労使合意による解決に勝るものはないとの考えから、このたび合意書を取り交わして、争議の解決を行いました。大学は取消訴訟を取り下げ、中労委命令に従って、11月20

日、組合事務所において謝罪文を手交しました。

大阪樟蔭女子大は組合に対して不当労働行為を行わないことを誓約したことから、非常勤講師をはじめとした教職員は組合に加入することによって、権利・労働条件の維持向上につなげることができます。

山下恒生(顧問)

当面の日程

- 12月2日(土)18時半 クレオ西ホール(JR、阪神西九条)『安倍政権とジャーナリズムの危機 モリ・カケ疑惑、日報問題等の追求現場から』
講演 望月衣壺子(社会部記者) 木村真(豊中市議)
秘密保護法強行可決から4年
18時半~ 扇町公園
- 戦争あかん!ロックアクション
12月10日(日)13時半 エルおおさか南館1023号室 2018年度 育鵬社中学校教科書の採択阻止!愛国兵士づくりのための道徳教科書を許すな!全国集会
- 12月14日(木)11時 大阪地裁堺支部
ヘイトハラスメント裁判第9回口頭弁論(10時30分~45分、堺支部北側 玄関付近で傍聴抽選券配布)

2017 大阪府 大阪市

賃金・一時金交渉

11月20日に大阪府と、21日には大阪市と2017年度賃金・一時金交渉が行われました。堺市は退職調整手当の減額を含めての交渉となり、交渉が12月4日にずれこんでいます。

「手当支給までもうちょっと残ろう」
それが長時間労働の原因!?

大阪府は一時金について「人事委員会勧告通りに実施する」と回答しました。大阪府も同様に勧告通りとし、2017年4月に遡っていずれも勤労手当を0.1ヶ月(再任用に関しては0.05ヶ月)増額する、としました。差額の支給時期は、大阪府は関係条例議決後、大阪市は来年1月18日としています。

また、大阪府は教育特殊業務手当(いわゆる「クラブ手当」)について、国庫負担金の算定基準に準じて改定するとし、泊を伴う引率手当を4250円から5100円へ引き上げ

るとしました。そして、同様に長時間労働是正の観点から、現行の4時間以上6時間未満のクラブ指導に対する手当を3000円から3600円に引き上げ、6時間以上の指導への3700円の手当を廃止する、としました(2018年4月から)。

一方、4時間以上でない支給されない現行の制度のため短時間で済むはずの勤務を引き延ばしているとして、新たに2時間以上4時間未満に対して1800円の手当を新設する、としました。

そもそも、教員のクラブ指導を「自発的な活動」とし、勤務の位置づけを明確にしない府が、最低賃金にも満たない手当を設定することで長時間労働の是正を図るなど、あまりにも多くの矛盾を抱えています。教員の長時間労働の原因の一つはクラブ指導の強制です。組合は引き続き、定期交渉などでこの問題を追及

していきます。

「人材確保」には、より良い労働条件の提示が必要だ

大阪府では、教育職への通勤手当が2015年より日割り計算で支給されることになり、18年度からは教育職以外にも支給されることになりました。組合は大阪市との交渉で、月の1日付け在職でない場合も各種手当を実費支給することを要求しました。しかし、大阪府は条例を理由に支給は困難と回答しました。夏期一時金では府を上回る条件を回答した大阪市ですが、さらなる労働条件の改善を図らなければ講師の確保が難しくなることは市も認めています。また、交渉の中で明らかになった講師の賃金の最高額は298800円であり、正採用の教員が10年少し働いた号級と同等です。大阪府では権限移譲により臨時主事の賃金も大幅に減額さ

れています。市費の行政職にあわせた給与改定は、学校現場の労働実態と乖離し矛盾を抱えています。加えて、市が導入を検討している、号級を細分化し最高号級を下げる「新たな教諭職の設定」によって労働条件のさらなる低下も予想されます。

組合は、権限移譲により労働条件の向上が図られるよう、大阪市、大阪府、堺市と交渉を続けていきます。

酒井さとえ(書記長)

知っていますか？地公法・地方自治法「改正」

今年の5月に地方公務員法と地方自治法が一部「改正」されました（施行は2020年4月1日。それに向けて、2018年度中に各自治体で労使協議が行われ、2019年度中に条例が制定される、というスケジュールです）。

この「改正」によって、教育合同が多く組織する非正規公務員の権利・労働条件が大きく変わります。そこで組合は、山下恒生顧問を講師として、この問題についての学習会を11月19日に持ちました。

まず大きく変わる点は、特別職非常勤職員（旧地公法3条3項3号）・一般職非常勤

学習会『地公法改正と公的部門労働者の権利・労働条件』

職員（旧地公法17条）を再編して新たに一般職の「会計年度任用職員」という単年度内有期の非常勤職員が設けられること（新地公法22条2）。これはさらにパートタイムとフルタイムに分けられます。

総務省は「会計年度任用職員」には「手当」が支給されることをもって「改正」であることアピールしていますが、それは違います。退職手当などの諸手当が支給されるのはフルタイムのみであり、パートタイムには「期末手当」しか支給されません。このよう

に労働時間の差により賃金体系に差別があるのです。また、これまで特別職非常勤職員であった人たちの多くが（非常勤講師など）、一般職の会計年度任用職員になることで、労組法の適用が除外されることになり、労働三権が制約され、継続雇用の一層の不安定化を招くおそれがあります。

この法「改正」後、当局は組合による非常勤講師等の継続雇用要求団交を拒否するおそれがあります。しかし、山下顧問からは、これまで教育合同が団交、労働委員会の活

用、そして最高裁を経て勝ち取ってきた混合組合としての権利を実質的に認めさせるたたかいをこれまで通り続けていくべきであり、そして、そのような運動によって法の不当性を訴えることで権利・労働条件を変えて行くべきだ、という経験則からなる熱いメッセージがあり、参加者は勇気づけられました。

なお、総務省から「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第1版）」が出されています。今後の交渉のためにご一読を。

岸本伸一（書記次長）

文化おちこち (188) 南京・上海スタディーツアーに参加して 【その1】



昨年10月上海師範大学構内に設置された中韓二人の少女慰安婦像

80年前の1937(昭和12)年12月、日本国中は沸き立っていました。

その年の7月7日、北京郊外、盧溝橋での衝突以降、日本軍は戦線を拡大し、11月、上海を制圧、12月13日には国民政府の首都南京を「陥落」したのです。翌14日、東京では40万人の市民が提灯行列で祝いました。

そもそも、中国に日本軍がいること自体がおかしいことですが、日本軍は民間人や捕虜を虐殺し、民家を焼き払い、強姦し、財産を略奪しました。教科書には「国民政府はあくまで抗戦を続けたので、泥沼のような長期戦となった」（山川「詳説日本史B」）とまるで抗戦した中国側に非があるような書き方をしていま

す。昨年3月まで府立高校で39年間、社会科を担当してきました。政治経済の他、日本史で近現代史を教えた事もあります。

右翼政治家たちは、日教組が左翼史観で日本を貶める歴史を教えてきたと戦後教育を非難し、躍起になって日教組つぶしをやってきましたが、昭和以降の近現代史は、入試に出題されることが少ないという理由で時間切れになっている高校が大半だと思います。中国、朝鮮、韓国の高校生は、日本の高校生との知識のギャップに驚くはずです。

僕自身も近現代史に関しては社会科教師になってから勉強した事が大半です。

南京については一度訪問したいとずっと気にかかっていたのですが、やっと、今年8月スタディーツアーで訪れる事ができました。日本兵の蛮行に、暗澹たる気分になりながら、事実を目を背けてはいけなと強く思いました。首相から大阪市長まで右翼政治家達は、ネットやマスメディアを利用して、南京虐殺や日本軍慰安婦に関する改ざんを公然と進めています。

次回から、現地のフィールドワークを通して見た事、学んだ事、考えた事を紹介していきたいと思います。 水

大阪市、「新たな職」の提案は欺瞞と矛盾だらけ!!

11月28日、大阪市が「新たな教諭の職」について組合に提案を示しました。今年3月に示された案よりさらに詳細かつ突拍子もない内容が明らかになりました。

これまで給料表に新たな級（新3級）を設け、大卒後すぐに勤務した場合、37歳で達した号級で給料を頭打ちとし、新たな職に移行しなければ昇給はないとしていました。今回の提案では、新3級は設けずに2級格付けのまま「主務教諭」「主務養護教諭」「主務栄養教諭」という新たな職（以下、主務教諭等）をつくらとてしています。しかし、37歳以降の昇給抑制（小中73号給、高校65号給）については変更していません。提案内容を聞くだけでも多くの問題点が浮き彫りになりました。

育児休暇も公務災害も昇給の抑制に

主務教諭等になるためには、経験年数と大阪市で2年以上勤務している必要があります。そして選考の対象者とされる

ためには、いくつかの条件があり、例えば45日以上欠勤（病気休暇、介護休暇、育児休業など）がある場合や4月1日現在、休職状態であれば該当しません。問題なのは、公務災害による休業も含まれていることです。

選考基準の詳細は明らかにはされていませんが、過去2年間の人事評価の結果により合否が判定されるとしています。人事評価もまた新たな制度が提案されていますが、下位評価であった場合は府の「評価・育成」システム同様に昇給抑制としています。人事評価の結果で昇給が約束されていても、主務教諭等にならなければ昇給はないとするなど、一体、何を基準にしているのかわからない制度の提案です。

大阪市は協議期間を年内中としていますが、あまりにも性急です。組合はこれらの矛盾点について、交渉で明らかにするよう要求しています。

田辺岸代(大阪支部)



せっかく安保法制を成立させ、今後憲法を変えて自衛軍を創設しても、このまま少子高齢化が進めば、その軍隊は老

眼鏡必携の老兵軍になってしまう。今般の幼児教育・保育無償化の魂胆は愛国心の注入による「少国民」の育成とセットなのではないか。邪推だろうか？